

### △提案説明

◆四十二番（高木真理議員） 民主党・無所属の会の高木真理です。提案者を代表して、議第二十二号議案「埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する等の条例」について御説明させていただきます。

今定例会では、埼玉県議会議員定数・選挙区等検討協議会が設置され、協議が行われたものの、残念ながら各会派の合意には至りませんでした。定数に関する考え方や政令市内における選挙区の設定の仕方などに隔たりがあったことがその理由でありますが、私たち民主党・無所属の会では、以下の点を重視すべきと考え、本議案を提案させていただきます。

まず、総定数の削減であります。本県の人口は、ここまで増加を続けてきましたが、財政的に余裕のある状況とは言えず、知事部局においては職員定数の削減努力を平成十年以来続けてきています。また、本県の債務残高も、臨時財政対策債などの影響がある中ではありますが、年々増え続け、今後の人口減少と日本一のスピードで進む高齢化を考えると、今後財政状況はますます厳しくなることが予測されることから、議会も身を切る改革をすべきと考えます。一方で、民意の反映が重要な議会の責務があることから、バランスを考慮し、定数四名の削減とする提案とさせていただきました。

次に、選挙区ごとの定数については、複数区を増やす提案といたしました。これまでは、全選挙区に占める一人区の割合が六六パーセントに上り、全国でも際立って一人区の多い議会の一つとなっていましたが、一人区は死に票が多く、地方議会という多様な意見が反映されるべき場にふさわしくない側面があるので、複数区増の提案をさせていただく次第です。

また、本議案では、政令市を五つの選挙区に分ける提案といたしました。これは、改正公職選挙法において、政令市をこれまでの行政区ごとの選挙区から二以上の選挙区とすることができるようになったことを反映したものです。政令市では、県と同等の事務権限を持つ分野が多いことから、市議会議員の選挙区である行政区より一段広い選挙区からの選出とし、広域行政である県政を考えていく必要があるのではないかと考え、改正公職選挙法を適用することといたしました。

なお、分け方としては、さいたま市内の選挙区の定数がおおむね同じとなる案で、選挙区の設定として有権者にもなじみのある衆議院小選挙区の区割りの枠を超えない案としたことから、五選挙区となっております。

以上のような点を柱に置きつつ、飛び地を解消し、全体の一票の格差を二倍以内に収めることを原則といたしました。

なお、北第二区、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村については、広大な面積を持つ地理的な事情から一選挙区として、地域の意見が反映できるよう特例扱いとしております。

よろしく御審議のほどお願いいたしたく御提案させていただきます。(拍手起こる)